

## 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会補助金交付規程

平成18年7月19日

規程第36号

第1条 この規程は、福祉活動団体への補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 補助金額は、予算の範囲内とする。

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金申請書に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告
- (2) 前年度収支決算書
- (3) 本年度事業計画書
- (4) 本年度収支予算書
- (5) その他、提出を求められた書類

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その適否を審査し、相当と認めるときは補助金を交付するものとする。

第5条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金を他の経費に流用してはならない。

第6条 補助金の交付を受けた団体は、その事業実績報告書及び収支決算書を会長に提出しなければならない。

第7条 会長は、当該団体に対し、補助金の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に関し、付した条件に違反したとき。
- (2) 事業等の施行状況が不相当と認められたとき。

第8条 この規程に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成18年7月19日から適用する。

年度福祉活動団体  
補助金申請書

年 月 日

社会福祉  
法人 笠間市社会福祉協議会  
会 長

様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ④

年度 \_\_\_\_\_ 事業活動に補助金を交付される  
よう申請いたします。

記

補助金を必要とする事業内容

.....  
.....  
.....

事業費内訳

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	

添付書類

1. 前年度事業報告書
2. 前年度収支決算書
3. 本年度事業計画書
4. 本年度収支予算書
5. その他提出を求められた書類